

後期高齢者医療制度のお知らせ

■平成28年度の保険料額を通知します

後期高齢者医療制度は、被保険者(加入者)の皆さんにご負担いただいている保険料によって成り立っており、保険料は、皆さんが将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となります。

☆平成28年度の保険料額につきましては、7月中に個別にお知らせしますので、ご確認ください☆
保険料率、計算方法、軽減割合については、保険料額決定通知書と一緒に送られる「後期高齢者医療制度パンフレット」をご参照ください。

■保険証が新しくなります

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成29年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
開始年月日	平成20年 4月 1日
有効期限	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成28年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日までとなっていますので、8月以降は使用できなくなります。
7月中に新しい保険証(水色)を郵送しますので、お手元に届きましたら、お持ちのオレンジ色の保険証を破棄し、水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成29年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場福祉保健課医療給付係までお申し出ください。

新しい保険証の色は水色です

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証については、有効期限が7月31日までとなっていますので、8月以降は使用できなくなります。

8月以降も交付対象となる方につきましては、7月中に保険証と一緒に新しい減額認定証(うぐいす色)を郵送しますので、8月になりましたら、うぐいす色の減額認定証をご使用ください。

新しい減額認定証の有効期限は、保険証と同じく平成29年7月31日までです。

過去に減額認定証の交付を申請したことがない方で認定証の交付を希望される場合は、役場福祉保健課医療給付係までお申し出ください。

※減額認定証の交付対象となるのは、世帯全員が住民税非課税の方です。

新しい減額認定証の色はうぐいす色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成28年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
開始年月日	平成28年 8月 1日
有効期限	平成29年 7月31日
適用区分	区分II
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合

■9月から医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では、被保険者の皆さんに健康管理の重要性を意識していただくため、希望された方に送付していました医療費通知を平成28年9月送付分から対象期間に医療機関などを受診したすべての被保険者の皆さんへ送付することとなります。

◆医療費通知の活用例

- 医療費の推移が一目で把握でき、ご自身の健康状況の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など皆さんの健康増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

受診年月	診療を受けた医療機関など	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H28年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H28年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

◆注意事項

- 確定申告(医療費控除)の際の添付資料としては使用できません。
- 医療機関などの請求遅れや請求内容を審査中のものなど、一部の受診記録が記載されていない場合があります。
- 自己負担額は、市町村などから医療費助成を受けているなど、記載されている金額と実際に窓口で支払った金額が異なる場合があります。
- このお知らせは、皆さんの受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。また、特に手続きなどを行っていただく必要はありません。

◆発送日・対象診療月

医療費通知の発送日、対象となる診療月は、これまでと変更はありません。

発送日	診療月
H28年9月末日	H28年1月～6月
H29年3月末日	H28年7月～12月



※不審な電話や訪問者にご注意ください※

訓子府町内にも不審電話がかかってきています！
役場の職員を名乗って電話をかけ、医療費や保険料の「払い戻しをする」と言って、近所の銀行やスーパーなどのATM(現金自動預払機)で操作をさせて、お金をだまし取ろうとする事件が道内でも発生しています。

役場が、ATMでの操作をお願いすることは、絶対にありません！

もし、「払い戻しをするお金がある」という電話が来たら、いったん電話を切り、役場福祉保健課または北海道後期高齢者医療広域連合まで確認してください。
※電話の相手が教えてくれた電話番号は、別のところにつながる可能性がありますので、絶対にかけないでください。

■問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)
福祉保健課医療給付係 (☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)